

○鳥羽志勢広域連合行政不服審査会規則

〔平成28年3月31日
規則第4号〕

改正 平成29年3月24日規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥羽志勢広域連合行政不服審査会条例（平成28年鳥羽志勢広域連合条例第1号）第8条の規定に基づき、鳥羽志勢広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査会の調査権限）

第2条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査会に諮問をした審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めることができる。

2 審査関係人は、審査会からの前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、主張書面又は資料の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した書類を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査関係人に必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、会議に審査関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を提出させることができる。

（意見の陳述）

第3条 審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（主張書面等の提出）

第4条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができ

る。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第2条第4項の規定による調査をさせ、第3条第1項の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第6条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、条例で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第7条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（公印）

第8条 公印は朱印とし、その名称、刻字、寸法、書体及び個数は、別表のとおりとする。

2 この規則で定めるもののほか、公印について必要な事項は鳥羽志勢広域連合

公印規程（平成11年鳥羽志勢広域連合規程第3号）の例による。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第10条 この規則で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

名 称	刻 字	寸法(mm)	書 体	個 数
行政不服審査会長印	鳥羽志勢 広域連合 行政不服 審査会長印	方 24	れい書	1